

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月13日

愛媛県立川之石高等学校長 矢野 重禎

### 1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立川之石高等学校校舎警備業務委託

(2) 委託業務の内容等

愛媛県立川之石高等学校の警備機器による校舎機械  
警備業務（詳細は、契約書(案)及び仕様書等による。）

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

愛媛県八幡浜市保内町川之石1-112  
愛媛県立川之石高等学校

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1年間に要する金額とする。

イ 入札は紙入札により行うこととし、入札書は、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。電送による方法は認めない。以下同じ。）により提出すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4号の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者のうち、同法第40条の規定によって公安委員会に機械警備業を営む警備業者として届出を行っているものであること。
- (5) 警備業法施行細則（平成15年3月公安委員会規則第6号）第15条の基準を満たす体制を有していること。
- (6) 24時間の緊急連絡体制を整えていること。
- (7) 10億円以上の損害賠償保険に加入していること。
- (8) 機械警備の入れ替えが可能なこと。
- (9) 別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の適切な管理を行うことができる者であること。
- (10) 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した実績を有している者であること。

### 3 入札参加資格確認申請書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

#### (1) 必要書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月7日告示第192号）第4条の規定による競争入札参加資格審査結果通知書の写し（上記2の(1)関係）

ウ 上記2の(4)、(5)、(6)、(7)、(9)の資格等を有することを証する書面

#### (2) 提出先及び提出期間等

ア 提出先

愛媛県立川之石高等学校 事務室

〒796-0201

愛媛県八幡浜市保内町川之石1-112

電話(0894)36-0550

イ 提出期間

令和6年3月13日（水）から3月25日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分までをいう。）

ウ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和6年3月25日（月）午後4時45分までに、アに掲げる場所に必着のこと。

### 4 入札関係書類を示す場所等

- (1) 入札説明書及び入札参加申込書等の交付場所並びに問い合わせ先

上記3の(2)アに掲げる場所並びに上記3の(2)イに掲げる期間において交付又は愛媛県立川之石高等学校ホームページからダウンロードする。

(2) 図面の閲覧及び現地説明

令和6年3月13日(水)から3月19日(火)までの間で、随時、図面の閲覧及び現地説明を行うので、希望者は上記3の(2)アへ直接申し込むこと。

## 5 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和6年3月27日(水) 午前10時00分

場所：愛媛県八幡浜市保内町川之石1-112

愛媛県立川之石高等学校 第2応接室

(2) 入札書の提出方法

入札書を上記5の(1)の日時及び場所へ持参又は郵送等により提出する。

ただし、郵送等においては、上記5の(1)の日時までには受領確認ができたものに限る。

(3) 開札

入札終了後、直ちに上記5の(1)の場所で行い、原則として入札参加者が立ち会うものとする。ただし、入札参加者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

上記2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

① この入札は、令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算が成立することを条件として実施する。

② 詳細は、入札説明書による。